

# リース取引に対する課税のあり方 経済的実体の捉え方を中心として

## ～Taxation treatment of lease translation～

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

内 山 義 彦

**Yoshihiko Uchiyama**

### 凡 例

〈略式名称〉	〈正式名称〉
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法

### 引用例

法法 22③二	法人税法第 22 条第 3 項第二号
基通 1-1-1	法人税基本通達 1-1-1

## はじめに

現在、我が国には公益社団法人リース事業協会加盟企業だけでも 248 のリース事業者が存在し、リース取引高による市場規模は 5 兆 2,390 億円に達する<sup>1</sup>。リース比率（民間設備投資に占めるリース設備投資の割合）は約 7.30%と、民間設備投資の約 7%を占めている<sup>2</sup>。リース取引に対する課税は、長い間、法律に依らず通達によりなされていた。リース取引の定義やその取扱いが初めて法制化されたのは平成 10（1998）年度の税制改正であり、まだ日は浅い。日本におけるリース取引はファイナンス・リース取引が主体であり、特に所有権移転外リース取引がその大半を占めている。企業会計においては所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、例外処理である賃貸借処理、いわゆるオフバランス処理（貸借対照表に資産・負債を計上しない処理）が認められていたが、企業のほとんどすべてがこの処理を採用する特異な状況が存在していた<sup>3</sup>。他方、法人税法においては、資産の賃貸借という法的形式を基本としながらも、資産の売買もしくは金銭の貸借があったものとして取り扱っている。さらに、リース取引に関する訴訟においては、その実態を金融として捉える判例や、金融と同時に売買という実態を捉えるものもある。

そのような状況で、リース取引に対し、その経済的実態に即した課税が行えているのか疑義があると言わざるを得ない。そこで、本稿では、現行のリース取引に対する課税制度に関し、その構造と問題点を、歴史的な流れも踏まえた上で明確にし、リース取引に対しより経済的実態に即した税制を検討する。

第 1 章 企業会計におけるリース取引<sup>4</sup>

リース (lease) とは、賃貸借、または賃貸借契約を意味する言葉であるが、我が国においては、リース契約やリース取引に関する特別な法律はなく、また、民法又は商法においてもこれらに関する明文の規定は存在しない。法人税法上、各事業年度の所得の金額を計算する場合の基礎となる収益の額及び費用の額については法法 22④に、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」とある。企業会計と法人税法ではリース取引の経済的実態に対する捉え方が異な

<sup>1</sup> 「リース統計（2013 年度）」（公益社団法人リース事業協会）、1 頁、<https://www.leasing.or.jp/press/toukei/14/04.PDF>、（アクセス日：平成 26（2014）年 10 月 30 日）。

<sup>2</sup> 同統計。

<sup>3</sup> 公益社団法人リース事業協会が、2002 年 9 月に金融庁の EDINET により有価証券報告書を開示する 1,319 社の連結財務諸表及び個別財務諸表（2001 年 5 月期～2002 年 6 月期）を調査したところ、所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法は、連結財務諸表で日本基準を採用している企業（1,081 社）のうち「売買・金融処理」が 0.3%（3 社）に対して「賃貸借処理」が 99.8%（1,264 社）となり、個別財務諸表において処理方法の記載のある企業（1,266 社）については、「売買・金融処理」が 0.2%（2 社）に対して「賃貸借処理」が 99.8%（1,264 社）となっていて、ほとんどの企業が「賃貸借処理」を採用していた。（公益社団法人リース事業協会「リース情報の開示と「賃貸借処理」削除の影響」 3、4 頁。）なお、当該資料の入手を試みたが入手困難であったため、朝長英樹『リース税制』第 2 版、135 頁を引用した。また、「売買・金融処理」とは、朝長氏が、会計上の「売買処理」を言い換えたものである。

<sup>4</sup> 「第 1 章 企業会計におけるリース取引」は、吉田博文・青山伸一・鈴木誠『やさしくわかるリース会計』、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を参照した。

## リース取引に対する課税のあり方

っているが、同条項が意味するところは、リース取引について法人税法上の規定を適用する場合の基礎となる金額は、企業会計における規定に依存するということである。また、企業会計の目的は企業の利害関係者、ステークホルダーに対する有用な情報の開示である。これらの点を踏まえて、第1章では企業会計におけるリース取引の経済的実態がどのように捉えられているのかを確認する。

### (1) リース取引

今日、経済用語として使われるリースに明確な定義はないものの、通常「企業が必要とする機械設備等を企業に代わってリース会社が購入し、比較的長期に渡り一定のリース料を受け取ることを条件にその物件を賃貸すること」を指し、「民法の賃貸借<sup>5</sup>」と区別して解される。民法における賃貸借契約は、物を使用・収益させる債務と賃料支払債務が対価関係に立つ、有償・双務・諾成契約であるとされる<sup>6</sup>。

企業会計においては、企業会計基準委員会が平成19(2007)年3月に公表した「リース取引に関する会計基準」(以下、「新会計基準」という。)第4項において定義されている。企業会計上、リース取引は「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に大別されるため、まずこれらについて見ていくこととする。

### (2) ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引

新会計基準第5項において、ファイナンス・リース取引とは次のように定義されている。

#### 新会計基準第5項

「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずる取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

いわゆる、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすリース取引が「ファイナンス・リース取引」であり、この要件に該当しないリース取引が「オペレーティング・リース取引」となる。解約不能の概念、またフルペイアウトの概念に関しては新会計基準第5項において詳細に規定されている。

なお、企業会計、税務双方においてその取扱いが問題とされるのはファイナンス・リース取引であるため、以下からは、基本的にファイナンス・リース取引について確認していく。

適用指針第9項において、「リース取引がファイナンス・リース取引に該当するか否かについては、

<sup>5</sup> 民法は次のように規定している。「賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」(民法601条)。

<sup>6</sup> 内田貴『民法Ⅱ 第2版 債権各論』163頁。

第 5 項の要件を満たす必要があり、その経済的実質に基づいて判断すべきである。」とした上で、「現在価値基準」又は「経済的耐用年数基準」のいずれかの基準に該当する場合には、ファイナンス・リース取引と判定することとしている。

さらに、新会計基準第 8 項では、ファイナンス・リース取引をリース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる取引（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類することとされ、適用指針第 10 項において、その要件が規定されている。

### （3）ファイナンス・リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引に対する会計処理の基本的な考え方については新会計基準第 38 項において述べられている。同項において、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うこととされた。さらに、所有権移転外ファイナンス・リース取引と所有権移転ファイナンス・リース取引がいくつかの点で異なる性質を有するとし、これらの取引に対して通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用するにあたり、リース資産の減価償却費の算定等で異なる点が生ずるとされている。

また、貸手については、新会計基準第 40 項において、所有権移転外ファイナンス・リース取引と所有権移転ファイナンス・リース取引では、資金の回収を前者はリース料と見積残存価額で行うのに対して、後者はリース料と割安購入選択権の行使価額で行う点で差異があるとされ、この差異を踏まえて、前者より生じる資産はリース投資資産として計上し、後者より生じる資産はリース債権として計上することとされている。

### （4）企業会計におけるリース取引の経済的実態

以上が現行制度における企業会計のファイナンス・リース取引に対する最も基本的な取扱いである。企業会計においてはファイナンス・リース取引について、原則として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うこととしているが、貸手側からリース取引を捉える場合、それはリース資産の売却と当該売却代金（リース債権・リース投資資産）の分割回収取引といえる。そのため、その金融的な側面に着目し、リース債権に対して一定率の利息相当額を認識し、リース期間中の各期にわたり利息法によって配分することとされている。また、借手においては、リース資産の取得価額をリース料総額の割引現在価値、貸手の現金購入価額又は借手の見積現金購入価額のうちのいずれか低い金額とし、その金額とリース料総額との差額を利息相当額として認識することとしている。つまり、企業会計において最終的に求められる利益は債権より生ずる利息であると考えられ、企業会計がファイナンス・リース取引の経済的実態を売買のみではなく、金融的な側面も同時に捉えて取り扱うこととしていることがいえる。

## 第2章 法人税法上におけるリース取引<sup>7</sup>

我が国の税法は課税の公平を目指して制定されている。このように企業会計と税法ではその目的が相違するため、同じ取引に対して規定するにしても、そこには自ずと違いが出てくることになる。第2章では、法人税法においてどのような取扱いになっているのかを、法人税法におけるリース取引の経済的実態に対する捉え方を明らかにし、企業会計との相違も含めて確認していく。

### (1) リース取引の区分と取扱い

法人税法上のリース取引は、資産の売買があったものとして取り扱うリース取引（以下「売買とされるリース取引」という。）と、いわゆるセール・アンド・リースバック取引のような、金銭の貸借があったものとされるリース取引（以下「金銭の貸借とされるリース取引」という。）に区分されるが、法令上にこれらに関する明確な定義はない。

税法64の2（リース取引に係る所得の金額の計算）①には、「法人がリース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引き渡しの時に当該リース資産の売買があったものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。」と規定されている。売買とされるリース取引は、法的形式上、賃貸借とされるリース取引であっても、税務上は売買として取り扱われることになる。法人税法上は、その経済的実態を売買と捉えておりこの点は非常に重要である。なお、本稿はその研究対象を売買とされるリース取引としているため、これ以降基本的に売買とされるリース取引を中心に確認していく。

### (2) リース取引の意義

法人税法上のリース取引は、税法64の2③に次のように規定されている。

#### 法人税法64条の2第3項

資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (イ) 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- (ロ) 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

<sup>7</sup> 「第2章 法人税法上におけるリース取引」は、朝長英樹『リース税制 第2版』、伊藤正彦ほか（リース研究会）『新リース税制と実務問答 会計基準と減価償却制度の改正を含めて』を参照した。

上記二つの要件はいわゆる、中途解約不能とフルペイアウトであり、これらを満たすリース取引が法人税法上リース取引として取り扱われ、その意義は、新会計基準におけるファイナンス・リース取引と基本的に同様である。したがって、オペレーティング・リース取引については基本的に法人税法上のリース取引に該当せず、法的形式に従い賃貸借取引として取り扱う。

### (3) 中途解約不能とフルペイアウト

法人税法においては前述のように、法人税法上のリース取引の要件として中途解約不能要件を定めている。ここでいう「これに準ずるもの」については、基通 12 の 5-1-1（解除をすることができないものに準ずるものの意義）により明らかにされている。

基通 12 の 5-1-1 によれば、契約上は中途解約が不能であるとされていなくとも、中途解約時に多額の規定損害金を支払わせるなど、実質的に中途解約不能とされているようなリース取引についても中途解約不能に準ずるものとされている。

フルペイアウトとは、リース取引の賃借人がリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担することとなるものをいう。企業会計においても新会計基準において、会計上のファイナンス・リース取引の判定のための要件としてフルペイアウト要件が規定されているが、法人税法上も企業会計も、賃借人がリース資産からもたらされる経済的な利益を享受し、その資産の使用に伴って生じる費用の負担を行っているかを実質的に判定することとなっている。また、フルペイアウトの判定にあつては、法令 131 の 2（リース取引の範囲）②において形式的な要件も設けられている。

法人税法上も企業会計と同様に、厳密に線を引くのではなく、ある程度の幅をもたせた規定となっている。なお、法令 131 の 2②の規定は新会計基準における現在価値基準に相当するものであるが、同基準における経済的耐用年数基準に相当する規定は法人税法上には存在していない。

### (4) 所有権移転外リース取引と所有権移転リース取引

法人税法上、売買とされるリース取引は、会計上と同様、賃貸借期間の終了後にリース資産の所有権が賃借人に移転するか否かによって、所有権移転外リースと所有権移転リース取引に区分される。所有権移転外リース取引は法令 48 の 2(減価償却資産の償却の方法)⑤にその要件が規定されている。

法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号（所有権移転外リース取引）

法第 64 条の 2 第 3 項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引（以下この号及び第 7 号において「リース取引」という。）のうち、次のいずれかに該当するもの（これらに準ずるものを含む。）以外のものをいう。

- （イ） リース期間終了の時又はリース期間の中途において、当該リース取引に係る契約において定められている当該リース取引の目的とされている資産（以下この号において「目的資産」という。）が無償又は名目的な対価の額で当該リース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。
- （ロ） 当該リース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。
- （ハ） 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該目的資産がその使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又は当該目的資産の識別が困難であると認められるものであること。
- （ニ） リース期間が目的資産の第 56 条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数に比して相当短いもの（当該リース取引に係る賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。）であること。

この要件に該当しない場合、所有権移転外リース取引と判定されるが、規定の仕方から厳密に言えば、金銭の貸借とされるリース取引についても同様に該当することになる<sup>8</sup>。

#### （5）賃借人における取扱い

所有権移転外リース取引と所有権移転リース取引の差異は、「賃借人における減価償却計算の方法」と「リース期間終了後におけるリース資産の返還に係る取扱い」の 2 つであるといえる。法人税法上、その取扱いが問題になるのは専ら所有権移転外リース取引であるため、以下からは所有権移転外リース取引を中心として述べる。

リース取引を行った場合、賃借人はリース資産の引き渡しの時に、リース料総額を取得価額としてリース資産を取得したものとし、同時に同額の未払金債務を計上する。リース料の支払いは未払金債務の支払いとして取扱う。法人税法上、リース取引を行った場合にはリース資産の引き渡しの時に当該リース資産の売買があったものとされるため、賃借人によって減価償却計算を行うこととなる。

減価償却計算については、リース期間終了時に賃借人にリース資産が返還されるため、リース期間に渡り償却を行うべきであると考えられる。そのため、所有権移転外リース取引における減価償却計算の方法はリース期間に渡り定額で償却を行うリース期間定額法に限定されている。

<sup>8</sup> 朝長英樹『リース税制 第 2 版』 225 頁。

リース期間定額法は法令 48 の 2①六において規定されている。リース資産に対して適用される減価償却の方法であり、ここにいうリース資産とは、法令 48 の 2⑤四（リース資産）に「リース資産とは、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいう。」と規定されている。リース期間定額法とは、リース資産の取得価額を当該リース資産のリース期間の月数で除して計算した金額に、その事業年度における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額を、その事業年度の償却限度額とする方法である。

リース期間終了時には、原則として賃借人から賃貸人へリース資産が返還される。賃借人においてリース資産はリース期間定額法により償却を行っているため、リース期間終了時におけるリース資産の帳簿価額は原則、零となり、返還に伴うリース資産の除却損等が生じることはない。

#### （6）賃貸人における取扱い

次に賃貸人における取扱いを確認する。賃貸人は賃借人へのリース資産の引き渡しの時に当該リース資産の譲渡があったものとして取り扱う。すなわち、原則として販売基準により当該リース資産の売買に係る損益を認識し、その譲渡対価の額を売掛債権として計上する。しかしながら、法人税法では賃貸人について、リース取引に係る譲渡対価の額及び譲渡原価の額を翌事業年度以降に繰り延べる特例的な取扱いを、法法 63（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するところにより認めている。具体的には、「賦払金割合による延払基準による方法」、「利息法による延払基準による方法」、「リース譲渡の対価の額からその原価の額を控除した金額の 100 分の 20 に相当する金額を利息相当額とする利息法」がある。

リース期間終了時における賃貸人の取扱いについては、賃貸人はリース資産をその返還時の時価により返還を受けることになるため、リース資産の返還時の時価に相当する金額を受贈益として認識する。また、当該リース資産について残価保証額の定めがある場合に賃借人が支払う金額は、賃貸人において益金の額に算入する。

#### （7）法人税法におけるリース取引の経済的実態

以上が法人税法上のリース取引に対する現行制度上の取扱いである。法人税法においてはリース取引の経済的実態を資産の賃貸借を大前提としながらも、その中で経済的実態が賃貸借と異なるものを売買または金銭の貸借として捉えている<sup>9</sup>。しかし、賃貸人が賃借人より回収するリース料の総額の内訳を見てみると、賃貸人におけるリース資産の取得価額のほか、固定資産税等の付随費用、さらにリース料の額に対してリース期間にわたる利息相当額も含まれていることがわかる。このような性質を

<sup>9</sup> 「リースの本質は「物融」であり、賃貸借契約である。」との指摘もある。

植田勝博「ユーザーからみたリース契約の問題点ーリースは金融ではなく賃貸借であるとの一試論ー」『リース取引法講座（下）』 311 頁。

## リース取引に対する課税のあり方

有する取引が割賦販売ではなくリース取引であるということを考えた場合、その経済的実態を「売買」と一律に捉えることには問題があるのではないだろうか。事実、リース取引は、その経済的実質として金融的性質を含む以上、一概に売買取引として性質決定できるかどうかについては疑問があるとの指摘がある<sup>10</sup>。

### 第3章 リース税制の沿革<sup>11</sup>

企業会計上及び法人税法上のリース取引に関する現行制度における規定は前述の通りである。ここからはリース取引に関する法人税法上の規定がどのように整備されてきたのかを確認する。

#### (1) 昭和53年通達

昭和38(1963)年、我が国におけるリースの起源とされる、株式会社日本リースインターナショナル(現在の株式会社日本リース)が誕生する。リース取引についての課税上の取扱いは当初、個別の事案に即して行われていたため、一方では「賃貸借取引」、もう一方では「売買取引」と、その個々の取引によって取扱いが異なっていた。このことに起因し、個別の事案に対して通達が発遣されることや、賃借人の賃借料の損金算入を否定する更正処分がしばし行われた。

そのような状況の中で出された、最高裁昭和43年8月27日判決<sup>12</sup>はその後のリース取引の課税上の取扱いに大きな影響を与えたと言われている。その後もリース取引は、機械設備等の新たな調達手段として多くの企業に利用されるようになるが<sup>13</sup>、リース取引による資産の導入は延払で購入したことと同様の効果を有する一方で、リース期間がその資産の法定耐用年数に比して著しく短い場合には早期償却を認めることとなり、購入によって取得した場合と比較し課税の公平が保たれなくなる場合があることから、昭和53年7月20日、個別通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」(以下、「昭和53年通達」という。)が発遣された。

昭和53年通達発遣の趣旨は「現在広く行われているいわゆるファイナンス・リースについては、その経済的実質について一般の賃貸借と異なる面を有しているところから、これを一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上弊害のあるものも認められるので、個々のリース取引の経済的実質に応じてこれを売買取引等として取り扱うこととし、その処理の統一を図ることとしたものである。<sup>14</sup>」と

<sup>10</sup> 南博方、岩崎政明「リース取引と税金」『リース取引法講座(上)』302、303頁。

<sup>11</sup> 「第3章 リース税制の沿革」は、朝長、前掲書、(註8)、伊藤ほか、前掲書、(註7)、及び松田安正『リースの理論と実務 改訂版』を参照した。

<sup>12</sup> 最高裁昭和43年8月27日判決(昭和40年行(ツ)第85号審査決定取消請求上告事件、REX/DB:21028670)。第一審・札幌地裁昭和38年3月28日判決(昭和37年(行)第2号、審査決定取消請求事件、REX/DB:21017420)、控訴審・札幌高裁昭和40年6月28日判決(昭和38年(ネ)第110号、審査決定取消請求控訴事件、REX/DB:21021570)。いずれも納税者敗訴。当該事案では市条例に基づく譲渡条件付機械使用制度について、賃貸ではなく割賦販売と判断された。

<sup>13</sup> 松田、前掲書(註11)、21頁。

<sup>14</sup> 昭和53年通達発遣の趣旨より引用。日本税理士会連合会 中央経済社編『法人税取扱通達集 昭和54年1月10日現在』。

記されていた。これまでリース取引やリース契約について、法令上明文の規定がなかったことを考えると、その統一的な取扱いを定めた昭和53年通達の意義は非常に大きいといえる。さらに同通達で定められた規定が、その後のリース取引に関する法人税法上の規定の基礎になっていることを考えると、その意味においても非常に重要である。

昭和53年通達が対象とするのは、同通達発遣の趣旨にもあるようにファイナンス・リース取引であり、さらにフルペイアウトと中途解約禁止の要件を満たすリース取引である。同通達ではリース取引を具体的に、売買として取扱うリース取引、中古資産をリースバックした場合の取扱い（金銭の貸借として取扱うリース取引）、リース料の一部を前払費用として取扱うリース取引に区分している。

昭和53年通達では、売買として取り扱うリース取引の要件が示されたが、それらはいずれも、リース物件を購入した場合と同様の経済的実態を有する、若しくは、法的形式に従って賃貸借とした場合に、賃借人において課税上の弊害が生じる可能性があるような取引であるため、昭和53年通達はこれらを売買として取り扱うこととした<sup>15</sup>。

なお、昭和53年通達では、売買として取り扱うリース取引及び金銭の貸借として取り扱うリース取引のいずれにも該当しないリース取引についてはその取扱いを規定していないため、そのようなリース取引については原則的な賃貸借取引として取り扱うこととなる。

以上が昭和53年通達において示された内容であるが、現行の制度における多くの部分において同通達の内容が基礎になっている。その意味においても、さらには、前述のように、リース取引やリース契約に対する統一的な取扱いが明確にされていなかった当時の状況を考えると同通達の意義は非常に大きいといえるが、同通達は賃借人における課税上の弊害に着目してその取扱いを示していたため、その対象とする取引の範囲や、拘束力のある法令という形ではなく通達という形であったことなど、内容が不十分であったと言わざるを得ない。

## （2）昭和63年通達

昭和59年以降、匿名組合等を利用した節税商品として、レバレッジド・リース取引が盛んに行われた。レバレッジド・リース取引は法定耐用年数よりも相当長いリース期間を設定することにより、リース期間の早期に多額の減価償却費の計上が可能となり、所得の減少による節税効果をもたらし、リース期間の後半にあっては、リース料が減価償却費の額を上回り、リース取引に係る利益の繰り延べを実現していた。このような課税上の弊害を是正する目的で国税庁は昭和63(1988)年3月30日、個別通達「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」（以下

<sup>15</sup> 南、岩崎、前掲書、(註10)では、「昭和53年通達の示す認定基準は、リース取引の経済的実質としての金融的性質をあまりに軽視するものであり、疑問がある。」のと指摘がされている。さらに、「リース取引を売買取引として取り扱う合理的な認定基準は、西ドイツにおける課税取扱いのように、リース期間が法定耐用年数より極端に短いと認められる場合と、それが法定耐用年数にきわめて接近している場合とに設定すべきではないかと思われる。」と述べられている。305頁。

「昭和 63 年通達」という。)を發遣した。

昭和 63 年通達發遣により、レバレッジド・リース取引は金融取引又は売買取引として取扱われることとなったため、その節税商品としての効果は薄くなったという点は評価できるといえるが、昭和 53 年通達と同様に、リース取引全体の法的な立場が明確にされたわけではなく、また拘束力のある法令という形ではなく通達であったことなど、根本的な問題の解決には至らなかったといえるだろう。

### (3) その後の改正

平成 10 年度税制改正では、それまでの通達行政を見直すことを目的に、昭和 53 年通達及び昭和 63 年通達の内容を法令化し、旧法人税法施行令 136 条の 3 に規定がされ、その後同施行令を踏まえた基本通達が發遣された。同施行令の内容は昭和 53 年通達及び昭和 63 年通達をまとめたため、既に通達に規定されていた内容に改正はないが、平成 10 年度税制改正では、減価償却制度に関しても大幅な改正がなされ、国外リース資産に対する減価償却の方法が通常の定率法等によらずリース期間定額法に限られることとなった<sup>16</sup>。

また、平成 18 年には、企業会計において例外処理が廃止されることが検討されたことにより、税務上においても、所有権移転外リース取引に係る取り扱いについての検討がされることとなり議論が行われた。平成 18 (2006) 年 12 月の政府の税制調査会による「平成 19 年度の税制改正に関する答申 経済活性化を目指して」では、リース会計見直しへの対応として「リースの税制上の取扱いについては、納税者の事務負担軽減にも配慮し、会計基準の変更を踏まえ、取引の経済的実態を適切に反映させるような措置をすべきである。<sup>17</sup>」と述べられており、このような観点から平成 19 年度税制改正において、リース取引に係る所得の金額の計算の規定が法人税法施行令から法人税法に格上げされ、法人税法 64 条の 2 が創設されるなど規定の整備がされた。

以上が現在のリース取引に対する税制の沿革であるが、平成 19 年度税制改正前までの多くの改正がその時々取引のうち、課税上の弊害があると考えられるものを抜き出し、ピンポイントにその弊害の是正をしていたことが伺える。またその課税上の弊害として取り上げられるものの多くが、賃借人における課税上の弊害であったことも制度の沿革を確認する上で重要な点である。

## 第 4 章 判例におけるリース取引の経済的実態

第 4 章では、実際の裁判例においてリース取引がどのように捉えられているのか、法的にみる経済的実態はどのようなものなのかということを見ていきたい。判例におけるリース取引、とりわけファイナンス・リース取引の経済的実態の捉え方は大きく分けて 4 つあるとされる<sup>18</sup>。第 1 に、賃貸借

<sup>16</sup> 平成 10 年度税制改正において導入された「リース期間定額法」は、国外リース資産に係る減価償却方法であり、現行の制度上は「旧国外リース期間定額法」として法令 48 に規定されている。

<sup>17</sup> 税制調査会「平成 19 年度の税制改正に関する答申 経済活性化を目指して」より引用。

<sup>18</sup> 伊藤進「リース取引論と判例法」『リース取引法講座(上)』 36 頁。

と見るもの、第2に、実質金融と見るもの、第3に、賃貸借と実質金融を併有すると見るもの、第4に、賃貸借と金融と割賦販売の性格を持つと見るものである。これらの中でも第1の賃貸借であると見る判決は希有であるとされる<sup>19</sup>。大阪地裁昭和49年10月8日判決<sup>20</sup>は、ファイナンス・リース取引の紛争に関する実質的な第1号の民事の判決とされているため、これを確認する<sup>21</sup>。同判決ではファイナンス・リース取引の経済的実態は「金融」であるとしているが、「金融」だけではなく「売買」という実態を重視する判決も出ている<sup>22</sup>。

当該裁判は、リース物件である機械装置を、原告であるリース会社が被告会社に対してリースした取引（当該事案にあつては、当該リース物件を使用収益させ、リース料を受領するもの）において、被告が当該リース物件の瑕疵を理由にリース契約の解除ないし同時履行の抗弁を主張して、リース料の支払いを拒絶したため、原告が被告に対して残リース料及び規定遅延損害金の支払いを求めたものである。被告は、本件リース物件の瑕疵を理由に、原告に対して本件リース契約の解除をする旨の意思表示を行った。これに対し原告は、本件リース契約においては、リース物件にいかなる瑕疵があつても、原告はその責任を負わない旨の免責特約がなされているから、被告の主張する契約の解除権ないし同時履行の抗弁権はいずれも発生する余地はない旨主張した。事実、本件リース契約にはそのような免責特約が付されていたが、被告は、原告が当該事案においてリース料の支払いを求めることは権利の濫用であるとの抗弁を行った。

判決では、リース業者における免責特約は有効であるとし、次のように述べた。

「本件のようなリース制度は、(中略)要するに、リース業者は、一方では、機械等の設備を購入して使用収益したいが購入するための資金的余裕のない購入希望者に代って、当該物件を、自己の資金をもって売主（製造業者、販売業者等）から購入して代金全額を即時に支払い、他方では、右購入希望者に対し当該物件を長期間拘束して使用収益させ、その期間中に、右購入代金、金利、その他の諸経費をリース料として購入希望者から回収するという制度である。すなわち、(中略)リース業者は購入希望者が希望し決定したところにしたがって、リース契約を通じて、売主と購入希望者との間の間接的な売買を媒介するのであり、法律上の形式にかかわらず、経済的には、購入希望者に対して金融上の便宜を供与することがその本質であり、これによりその者が当該物件を購入したのと同一の効果をもたらすものである。」と述べ、その経済的実質は「金融」であるとした<sup>23</sup>。その他、リース取引の経済的実態を「金融」であるとした裁判例として大阪地裁昭和51年3月26日判決<sup>24</sup>、最高裁平成5年

<sup>19</sup> 瀬川福美「リース取引を巡る法人課税上の諸問題」『税務大学校論叢 31』 34頁。

<sup>20</sup> 大阪地裁昭和49年10月8日判決、昭和45年(ワ)第2388号、リース料支払請求事件、REX/DB:27404255。

<sup>21</sup> 松田、前掲書、(註11)、5頁。

<sup>22</sup> 東京地裁昭和56年12月21日判決、昭和51年(ワ)第842号、同第9729号、不当利得返還請求、リース料請求事件、REX/DB:27442204。

<sup>23</sup> しかしながら、賃借人の立場からリースをみると、それは「使用しうる商品」を借り受けてはじめて目的が達せられ、貸借ならば物を使用できない限り賃料は払わなくてよいとし、リースはあくまで賃貸借であるとする指摘もある。植田、前掲書、(註9)、298、302頁。

<sup>24</sup> 大阪地裁昭和51年3月26日判決、昭和47年(ワ)第1488号、同4342号、リース料および損害賠償各請求

## リース取引に対する課税のあり方

11月25日判決<sup>25</sup>、最高裁平成7年4月14日判決<sup>26</sup>などがある。

しかしながら、東京地裁昭和56年12月21日判決<sup>27</sup>では、「ファイナンス・リースは、(中略)形式上賃貸借の法律関係を利用しているものの、経済的には、法律上の形式にかかわらずリース貸主がユーザーに対してリース物件という「物」を介して金融上の便宜を供することがその本質をなしており、これによってユーザーがリース物件を所有権留保付で割賦購入する場合と同一の効果をもたらすものである。」とし、リース取引の経済的実態はあくまで「金融」であるとしながらも、「所有権留保付で割賦購入する場合と同一の効果」と述べられているように、「売買」という実態も同時に捉えられているのではないだろうか。

近年ではリース取引の経済的実態について言及した判決等は少ないが、判例においては、ファイナンス・リース取引について、法的形式は民法に規定する「賃貸借」を基本とするとしながらも、その経済的実態を「金融」であると捉えるものが多数を占めている。しかしながら、「金融」と同時に「売買」という実態を捉えているものも多く存在しており、リース取引に対して、その経済的実態に即した課税制度を考える場合、その「金融」という実態だけではなく「売買」という実態も捉えることは非常に重要であり、その点において現行の法人税法がリース取引を売買があったものとして取り扱っていることは判例の上から見ても問題があるのではないだろうか。

## 第5章 現行制度における問題点及び検討

### (1) 現行制度における問題点

ここまでリース取引に対する企業会計上、法人税法上の取扱い、沿革及び裁判例を確認してきたが、ここからは前記事項を踏まえて現行のリース取引に対する制度の問題点を明確にしていきたい。

まず、第1に、リース取引の経済的実態の捉え方に関する問題点である。法人税法上、リース取引の経済的実態に対する捉え方は法的形式である賃貸借を基本としながらも、その中で賃貸借とは異なる実質を有するものを取り出す構造になっている。その結果として、賃貸借という法的形式とその実を異にする取引を売買又は金銭の貸借として捉えている。しかしながら、売買として取り扱うリース取引については、その経済的実態を売買と捉えるが故に生じる問題がある。現行制度上、賃貸人は原則としてリース資産の引き渡しの時に当該リース資産の売買があったものとして譲渡損益を認識する。リース料の総額には賃貸人におけるリース資産の取得価額のほか、付随費用等及び利息相当額が含まれているが、ここで認識される譲渡損益の額は利息相当額を意味することになると考えられる。しかし、一般的に譲渡損益と利息相当額という言葉の意味は同意ではなく完全に別の意味を持つ言葉であ

---

事件、REX/DB:27404536。

<sup>25</sup> 最高裁平成5年11月25日判決、平成3年(オ)第1495号、損害賠償請求本訴、不当利得返還請求反訴事件、REX/DB:27824771。

<sup>26</sup> 平成7年4月14日判決、平成3年(オ)第155号、動産引渡等請求事件、REX/DB:27826871。

<sup>27</sup> 前掲、東京地裁昭和56年12月21日判決、(註22)。

る。リース取引は、賃借人に物件を使用収益させる権能を付与するが、その取引の主たる目的は、賃借人が物件を購入して使用収益するのと同様の効果をもたらす、貸貸人より賃借人に対する金融的便益または信用を供与するものであるとされており<sup>28</sup>、貸貸人がリース取引によって受け取る収益の実態は、リース取引の特性を考えた場合、賃借人に対する資金的な融通を図ることにより受ける利益、つまり賃借人に対して金融的な機能を果たすことにより受け取る利息といえる<sup>29</sup>とされている。そのような観点でリース取引を見てみると、貸貸人において、リース料の総額とリース資産の取得価額の差額を譲渡損益として認識しようとする現行の制度には矛盾が生じているといえるのではないだろうか。

リース取引の目的が資産の使用収益権の付与と同時に金融的な便益又は信用を供与するものであるなら、利息相当額の認識をすべきであると考えられ、したがってリース取引の経済的実態を売買と捉えることに大きな問題がある<sup>30</sup>と考える。

第2の問題点は、現行制度上の規定の多くが賃借人の立場にたって規定されている点である。前述のように、現行の制度は賃借人に対する課税上の弊害に着目して創設された規定が多い。特に、法人税法上のリース取引の要件である中途解約不能とフルペイアウトの要件については、その基礎となる昭和53年通達が賃借人における課税上の弊害を是正する目的で規定されたため、賃借人がリース取引に係る資産を実質的に自己所有しているという実態を担保するために規定されているといわれる<sup>30</sup>。しかしながら、法人税とは法人の各事業年度における所得の金額、つまりその法人の益金の額と損金の額との差額を課税標準として計算される。したがって法人税の額の計算において重要な要素になるのは益金の額であり、その益金の額を構成するものは企業会計における収益の額である。よって法人税法においてリース取引に対する規定を考える場合、賃借人における費用の額の取扱いを規定する前に、貸貸人における収益の額に対する取扱いを規定すべきではないかと考える。

また、リース取引に対して経済的実態を適切に反映させるために取扱いを規定する場合には、賃借人の立場からだけでなく、貸貸人の立場においてもその取扱いが合理的である必要があるとの指摘もある<sup>31</sup>。即ち、貸貸人の立場においてもリース取引の要件である中途解約不能とフルペイアウトの要件が合理的である必要があるということである。この点の指摘に関しては先に述べた法人税の性質という視点から見ても有用である<sup>31</sup>と考える。貸貸人においても取引を行う以上、その取引に経済的合理性が存在するはずであるが、リース取引に関していうならば、それは投下資金と利益の回収である。しかしながら、現行の制度においては、中途解約不能の要件については貸貸人においても経済的合理性があるといえるが、フルペイアウトの要件に関しては、貸貸人が回収してしかるべき残価保証額や

<sup>28</sup> 松田、前掲書（註11）、9頁。

<sup>29</sup> 朝長、前掲書（註8）では、「貸貸人がファイナンス・リース取引を行う目的は、サプライヤーと売買契約を結んで取得したリース資産を賃借人に転売して譲渡益を得ることよりも、賃借人が資産を購入するための資金を貸し付けてその貸付けの対価として利息を得ることであると考えられます。」と述べられている。104頁。

<sup>30</sup> 同書、108頁。

<sup>31</sup> 朝長、前掲書、（註8）、108頁。

見積残存価額について考慮されているとはいえ、必ずしも賃貸人における経済的合理性があるとはいえないとされる<sup>32</sup>。

## (2) 問題点の検討

以上のように、リース取引について、その経済的実態の捉え方を中心に確認してきた。アメリカをはじめとした諸外国にも、一定のリースを延払条件付売買と同様に取り扱う課税制度が存在するが、その根拠は、あるリース契約に対してどのような課税を行うべきかは、当該契約の私法上の外観・法形式にとらわれずに、契約内容を総合的にかつ経済的観点から考察して決すべきであるとの考え方に求められる点で一致する<sup>33</sup>。では、リース取引に対する、その経済的実態に即した課税制度とは一体どういうものなのだろうか。先に述べた問題点を踏まえた上で検討していくこととする。

法人税法の主たる目的が法人税の公平な課税であり、その課税標準である法人の各事業年度の所得の金額の計算における重要な要素が益金の額であると考えられることは前述の通りである。よって、リース取引に対してより経済的実態に即した制度を考える上で、やはり、重要な要素は賃貸人における益金の額であると考えられる。現行の法人税法の規定は賃借人に対して規定している部分が多いということがいえるが、リース取引の経済的実態に即した課税制度においては賃貸人をその中心と考えて規定を創る必要があると考える。

また、現行の法人税法におけるリース取引の経済的実態は「売買」として捉えられているが、判例においては「金融」、もしくは「金融」と「売買」であると捉えており、企業会計においては「売買」と同時に「金融」という実態を捉えるものとなっていた。判例においてはさらに、リース物件の使用とリース料の支払いは対価関係に立つものではないとされたことから<sup>34</sup>、賃貸人が受け取るリース料の実態はリース資産使用の対価ではなく、リース資産の購入代価と利息相当額であると考えられる。したがって、金融という実態を抜きにして制度を構築することはできないといえるが、リース取引による資産の賃借が、当該資産を割賦購入した場合と同一の効果を賃借人に与えることは否定できず、売買という実態も制度を構築する上で非常に重要な要素である。そのため、リース取引の経済的実態に即した課税制度とは、賃貸人を中心とし、売買と同時に金融という実態を反映させた制度ということができるとはならないだろうか。

このように考えるとき、企業会計におけるリース取引についての考え方が非常に近いといえる。しかしながら、企業会計における賃借人の取扱いには、重要性の原則の適用により、一定のリース取引について賃貸借処理が認められるが、このような取扱いは、同一の経済的実態を有する取引に対しては同じように取り扱うことを基本とする税制においては採用し難いとの指摘がある<sup>35</sup>。

<sup>32</sup> 同書、108頁～109頁。

<sup>33</sup> 南、岩崎、前掲書（註10）、276頁。

<sup>34</sup> 前掲、最高裁平成5年11月25日判決、（註27）。

<sup>35</sup> 朝長、前掲書、（註8）、158頁。

第1節において、リース取引の経済的実態の捉え方、また、賃借人の立場での規定が多い点を問題点として指摘したが、その答えとなるであろう、その経済的実態に即した制度とは具体的にどのようなものであろうか。大前提となるリース取引の定義を考えると、まず、貸借人がリース資産の購入代金及び利息相当額を回収する必要があるため、リース期間の中途における解約不能という要件に該当するリース取引である。現行制度における中途解約不能要件が、賃借人がリース資産を自己所有しているという実態を担保するために規定された要件であること、また、貸借人の立場からみても経済的合理性のある要件であることは前述の通りである。しかし、フルペイアウトの要件に関しては貸借人の立場からみても経済的合理性がない要件であった。貸借人の立場から同様の規定を考えると、やはり、残価保証額も含めたリース資産の購入代金及び利息相当額（以下「リース資産取得価額等」という。）がリース料として全額回収されることが要件として必須である。これはリース取引の経済的実態を売買と金融と捉えるとき、賃借人の立場からみても、売買である以上はその取得価額となるべき金額の全額を支払うことは必然であり、貸借人としてもリース資産取得価額等の全額を回収することは当然であるから、リース資産取得価額等の全額回収という要件は、貸借人、賃借人双方において経済的合理性のある要件であり、リース取引の経済的実態に即しているといえる。以上を勘案すると、貸借人を中心とし、売買と金融という経済的実態に即した制度におけるリース取引の定義は、中途解約不能要件とリース資産取得価額等全額回収要件を満たすリース取引であると考える。その上で、朝長氏が述べるように、これらの要件に該当するリース取引について、貸借人と賃借人の間に問題が生じないような取扱いを規定していくべきであると考えられる。

## 第6章 結びにかえて

本稿では、法人税法におけるリース取引に対する取扱いを、企業会計並びに沿革、判例等も含めて確認し、その問題点について考察してきた。法人税法における規定は、その歴史的な背景により賃借人の立場で規定がされている。そして、その経済的実態を売買または金銭の貸借として捉えてその取扱いを規定している。しかし、考察の結果、やはり、その経済的実態の捉え方には疑問があり、よりその実態に即した課税が行われるべきであると言わざるを得ない。

なお、本稿においては、法人税法上のリース取引のうち、特に、売買とされるリース取引に重点を置いて考察してきたが、金銭の貸借とされるリース取引に関する問題も多い。現行の制度においては、その実態を金銭の貸借と捉え、資産の売買はなかったものとし、金銭の貸借があったものとされるが、その判定にあっては、金融的な機能を意図して行ったものであるのか否かという抽象的な要素が関係してくるため、訴訟における争点にもなっている<sup>36</sup>。

<sup>36</sup> いわゆるリースバック契約の成立が肯定された事例（前掲、東京地裁昭和57年2月17日判決、（註11））やリースバック取引を金融取引であると認定した事例（国税不服審判所平成14年7月9日裁決、裁決事例集64集324頁、REX/DB:26011707）などがある。

## リース取引に対する課税のあり方

さらに、法人税法上のリース取引に該当しないリース取引、つまりオペレーティング・リース取引に関しても、実務においては、航空機リース事件<sup>37</sup>に代表されるようなレバレッジド・リース取引として広く利用されている現状である。オペレーティング・リース取引には貸借借処理が適用され、航空機リースのような取引はその取引額が多額であり、これを利用した節税スキームも多く存在することから、規制を強化すべきとの声もある。また、日本のみならず、アメリカをはじめとした諸外国におけるリース取引に対する税制との比較研究も、より経済的実態に即した税制を考える上では重要であると思われる。本稿において触れることができなかったこれらのリース取引に関する問題点の検討や、海外におけるリース取引に対する税制との比較研究なども今後の研究課題としていきたい。

---

<sup>37</sup> 名古屋高裁平成 17 年 10 月 27 日判決、平成 16 年（行コ）大 48 号、申告所得税更正処分取消等各請求控訴事件、LEX/DB:28102494。